

平成 29 年 12 月 8 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

日本肺がん患者連絡会

代表 長谷川一男

他者危害である受動喫煙の悲惨な現実から目を背けてはならない

罰則付き受動喫煙防止法案 早期成立の要望書

受動喫煙対策防止策を強化する「健康増進法改正案」に関して、日本肺がん患者連絡会は、かねてより屋内全面禁煙を厚生労働省に要望してまいりました。2016 年の国立がん研究センターの推計では、受動喫煙が原因で年間約 1 万 5 千人が亡くなっている、とされています(肺がん 2,484 人、虚血性心疾患 4,459 人、脳卒中 8,014 人、乳幼児突然死症候群 73 人)。がんを患ったものの苦しみは言葉では言い表せません。そしてそれが運命ではなく、他者危害であるとしたら・・・なんとむごいことでしょう。

昨年の秋、貴省は受動喫煙に対し、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れ、実効性のある対策を実施する方針を打ち出しました。ところが、昨今の報道によれば、規制の大幅な後退が検討されているようです。それは患者視点からみて、とても容認できるものではありません。

一番の問題は、店舗面積 150 平方メートル以下という規制です。それでは家族客が訪れる多くのお店が含まれます。受動喫煙対策は一番弱い立場である子供たちを守るものでなければなりません。これでは一体何のための法律かわかりません。従業員の健康被害も拡大します。

私たちは肺がんの患者です。その中には非喫煙者も元喫煙者も含まれます。元喫煙者ならば、自分自身、そして他人を傷つけたと深い後悔の念を持ちます。非喫煙者ならば、自分のがんが誰かのせいで起こった、もしかしたら避けられることだったと、疑心暗鬼と後悔の念を持ちます。さらに病気は患者本人だけではありません。家族、親しい友人、仕事仲間、周りにいる人すべてを苦しめます。今、非喫煙者、元喫煙者、どちらの立場であっても思うことは一緒です。「たばこの害で私たちと同じ苦しみを味わってほしくない」それだけです。どうか私たちと同じ苦しみを持つ人たちを作り出さないでください。増やさないでください。

厳格な規制を持った「健康増進法改正」の成立を、一日も早く実現することをここに要望いたします。再度書きます。わが国における受動喫煙による年間死亡数は、交通事故による死者 4 千人を大きく上回る、およそ 1 万 5 千人と推計されています⁽¹⁾。大事なことは、これは「救える命」である、ということです。それを放置し、苦しみを生み出すのはもう終わりにしてください。私たちはその実現に向け、協力を惜しまないことも付け加えます。